

垂井町内に建築物をお持ちの方へ

近年、人口減少や少子高齢化の進行、建築物の老朽化、産業構造の変化などに伴い、全国的に空き家が増加しています。本町においても、平成 28 年度に空家等実態調査を全町で行い、400 件の空き家を確認しました。

平成 27 年に「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「特措法」という。）」が施行されました。特措法では、空き家の適切な管理が所有者等の責務であること、適切な管理が行われていないために保安上危険・衛生上有害・景観に悪影響を与える空き家として町が認定した場合、町は改善への助言や指導、勧告、命令など必要な措置を行い、状態の改善に応じない場合は強制代執行を含む対応をとることを認めています。

本町で実施した空き家の所有者の方などへのアンケートによると、空き家となったきっかけは「居住者の死亡」と「施設入所」が多く、空き家問題は誰にでも起こりうる身近な問題であることが分かります。本町では、安全・安心で良好な住環境を維持できるよう、空き家の適正な管理の促進と有効な利活用の推進を図るとともに、新たな住民が定住しやすい環境づくりに取り組んでいます。

建築物・空き家に関する各種のお悩み・相談は 以下をご参照ください。

建築物を
お持ちの方

居住中・使用中から空き家問題の予防に努めましょう
自らの住まいや建物について、居住中・使用中から、引き継ぎの方法を家族などで決めておく、維持管理をしっかりとる、現状に合わせて登記を変更するなど、空き家問題が生じないための取り組みを進めましょう。

空き家をお持ちの方

A
貸してもよい
売ってもよい

様々な利活用の方法があります
→詳しくは裏面 A をご覧ください

B
今のまま維持
しておきたい

適正な維持管理をお願いします
→詳しくは裏面 B をご覧ください

C
どうしたらよい
かわからない

一度ご相談ください
→詳しくは裏面 C をご覧ください

A

空き家の 利活用について

本町では、地域の活力の維持に向けて、空き家を利活用して、町外からの移住者の受入れを進めています。

■空き家バンクの利用

本町では、全国版空き家バンクを活用した空き家バンクを設置しています。登録を希望される方は、町へお尋ねください。

■行政の補助事業の活用

町内への移住・定住を目的として住宅（空き家を含む。）をリフォームする場合に費用の一部を補助する垂井町移住定住住宅リフォーム促進事業や、県外からの移住者及び多子・新婚世帯が空き家を居住目的で改修する場合に利用できる岐阜県空き家改修補助事業など、住宅の質を向上させる行政の支援策がありますのでご活用ください。

C

空き家に関する 専門的な相談について

空き家の対策は、建築、不動産、流通、法律など様々な分野が関連するため、個別のケースで判断する必要があります。そのため、町でも専門家に具体的な相談ができる相談会を開催するほか、別途、専門家に相談できる下記の窓口があります。

■空き家・すまい総合相談室

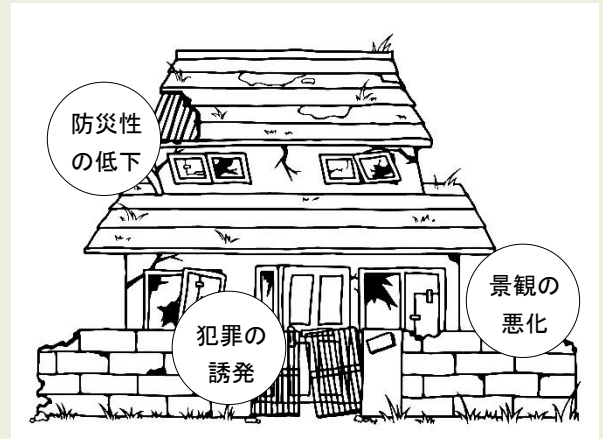
- ・ 県住宅供給公社が開設する、相続や適切な管理、利活用、解体などに係る個別の相談窓口
- ・ ☎0584-81-8511（要予約）
- ・ 〒503-0807 大垣市今宿 6-52-18
「ワークショップ24」6階

B

空き家の 適正な管理について

空き家を含む建築物は、所有者や管理者が自らの責任において管理すべきものです。

管理が行き届かないまま放置された空き家は、景観や衛生上の問題が発生したり、災害や事故、犯罪を誘発するおそれがあるため、早めの対策にご協力をお願いします。



■所有者・管理者の「管理責任」とは？

- ・ 建物や塀が倒れるなどして、周辺の家屋や通行人に被害を及ぼした場合は、所有者等は損害賠償等の管理責任を問われることがあります。
- ・ 空き家の相続放棄をしても、利害関係人が相続財産管理人の選任を申し立てて管理を引き継がせるまで、管理義務を負うこととなります。

■保安上危険・衛生上有害・景観に悪影響を与える空き家として認定された場合は・・・

- ・ 土地の固定資産税が更地と同等となります。
 - （住宅用地の特例が適用されなくなり、固定資産税が最大6倍となります。）
- ・ 家屋の除却・修繕、庭木の伐採などを命令することがあります。
- ・ 所有者等が命令に従わない場合、町が行政代執行を行い、所有者等に費用を請求することがあります。

このお知らせに関するお問い合わせはこちらまで

垂井町 企画調整課

☎0584-22-1151（代）